

第415回神奈川県最低賃金審議会  
議事録

- 1 日時 令和3年8月4日（水）午後1時33分から午後2時15分まで
- 2 場所 横浜第2合同庁舎 共用第2会議室
- 3 出席者  
公益代表委員 赤羽淳、石崎由希子、遠藤淳子、千葉景子、盛誠吾  
  
労働者代表委員 佐藤信也、佐俣光男、林克己、林典子、山川眞一  
  
使用者代表委員 大竹准一、上谷公志郎、栗原敏郎、清水智華子、山本弘
- 4 議事
  - (1) 神奈川県最低賃金の改正について
  - (2) その他

### 【事務局：監察監督官】

本日もお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。

本審議会は公開することとされております。傍聴の方は、公開要項の規定に従い、携帯電話をマナーモードにするなど、円滑な議事進行にご協力いただきますよう、お願いします。

本日の出席状況は、15名の委員のうち、15名全員のご出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に基づきまして、本会議は有効に成立しているということをご報告申し上げます。

本日の資料としては、神奈川県最低賃金専門部会長名の「神奈川県最低賃金の改正決定に関する報告書」の写しを配付していますのでご確認ください。

それでは、会長よろしくお願いたします。

### 【会 長】

それでは、第415回神奈川地方最低賃金審議会を開催します。

まず、本日の議事録の確認についてですが、

私と、

労働者側 林 克己委員

使用者側 上谷委員

よろしくお願いたします。

### 【会 長】

それではさっそく議事に入らせていただきます。

まず、神奈川県最低賃金の改正決定についてですが、本日まで専門部会において慎重な審議を重ねてまいりました。これについては、神奈川県最低賃金の改正決定に関する報告書として取りまとめられています。

その経過について、事務局から説明してください。

### 【事務局：賃金室長】

はい、7月30日から本日まで、専門部会において、精力的にかつ慎重な審議が重ねられてきましたが、労使の見解は一致を見ませんでした。

このため第4回専門部会において、最終的には公益委員が「時間額1,040円、引上げ額28円」を提案され、採決が行われたところ、

労働者側委員は全員賛成

使用者側委員は全員反対

公益委員を含め賛成多数という結果となり、今お配りしております「神奈川県最低賃金の改正決定に関する報告書」がまとめられました。

**【会 長】**

では、事務局で専門部会の報告書を読み上げてください。

**【事務局：監察監督官】**

（「神奈川県最低賃金の改正決定に関する報告書」朗読）

**【会 長】**

どうもありがとうございました。

では、専門部会の報告について、専門部会に参加されていない委員で、何かご意見、ご質問はありますか。

**【栗原委員】**

栗原です。

金額が28円と非常に大きな額、月に換算すると約5000円弱の昇給になると思うのですが、それに対し中小に対する支援策が毎年出ておりますが、使いづらく、具体的な展開がほとんどないのではないかと。これでは絵に書いた餅のようになってしまう。中小零細の企業は現実的にコロナで休業を余儀なくされている状況があるわけですから、このような場合にこそ、金額的にこの昇給分に見合う金額を中小零細の企業に出してあげるような、それぐらいの思いやりがある施策があったらいいのではないかと、28円という数字が出て、その後何の音沙汰もないというのは、いかにも冷たいのではないかと感じます。

金額を上げるなら上げるなりの事をやってあげて欲しいというのが、今回の金額に対しての私の意見として言わしていただきたいと思いません。

昨年は各公益の先生方に引上げの金額に対して一言ずつお願いしたのですが、それについてお答えをいただけませんでした。でも、今後実勢に遭わない最賃のアップにはそれぐらいの配慮が絶対必要だと思います。このまま続けば弱い中小零細企業には会社をたためというプレッシャーがかかってくる、いやかかっていると思っておりますので、神奈川としても強く要望をしていただきたい。

以上です。

### 【会 長】

どうもありがとうございました。

私の意見を述べさせていただきますと、中小企業において、今回の最低賃金の引上げは大きな負担になることは確かだと思いますし、それに対して、中小企業を支援するための何らかの措置が必要だというのは確かです。ただ、措置というものについては、例えば最低賃金が上がったから、それを穴埋めするような措置に限らず、様々な形で中小企業を支援するという、そういう措置もあると思います。単純に考えれば、最低賃金が上がったからその分を穴埋めする措置で済むかもしれませんが、もう少し広い意味で見て何が問題かということ、様々な支援措置があるにもかかわらず、中小企業にそれが十分周知されていない、或いは活用されていないということがもしあるとすれば、そちらの方が問題であり、そうだとすれば、行政に対して望みたいことは、そういった様々な中小企業に対する支援措置、財政的な面や経営面など様々な面での支援措置がありますから、これをなるべく分かりやすく、広く周知していかないといけない。広い意味で最低賃金の負担を軽減できるようなそういう状況を作っていくことが望ましいと個人的には思っているところです。

今後とも皆さんと議論を重ねていきたいと思えます。

他にありますでしょうか。

**【清水委員】**

清水です。

専門部会、大変だったと思います。ご議論ありがとうございました。去年から言われておりますけれども、コロナで特に観光サービス業界への影響が大きく、飲食もそうですし、旅行にも行かれませんか、宿泊といったところも非常に影響が大きいと思います。

去年は1円、今年は28円ということで、いきなり大きな上げ幅だと思います。私も会社を経営しておりましたので、社員に対しては1円でも多く支払いたいと思いますし、どの中小企業の経営者の皆さんもそうだと思います。特に今回に関しては業績が良い業界がありますが、先ほど申し上げたような観光サービス業界というのは非常に苦しい状況がありますので、できればもう少し実態に即した上げ幅で、いっぺんに一律に上げるというのは、なかなか非常に厳しいのかなと感じております。今後は業績に応じた上げ幅というのをご検討いただけたらなというふうに思っております。また、こちらの1枚目に書いてありますけれども、行政機関の委託事業について、どうしても期の途中で賃金が上がることは大きな影響がございますので、できれば、上げるタイミングというのを10月ではなく、年度初めにさせていただけると、ありがたいです。委託事業を受ける際、どうしても金額の安いところに仕事が行きますので、どの会社も低い金額を提示してきます。そうなってきますと10月1日から上げるということは非常に影響が大きいことがございます。もし可能でしたら、上げるタイミングを年度初めに変更していただけるとありがたいかなと思っております。

以上です、ありがとうございます。

**【会 長】**

ありがとうございました。

他にいかがでしょうか、よろしいですか。

それでは、ここで採決をさせていただきたいと思います。

専門部会長報告書のとおり、

時間額 1,040 円、引上げ額 28 円

とすることについて賛成の方は挙手をお願いいたします。

**【事務局：監察監督官】**

9名です。

**【会 長】**

反対の方、挙手願います。

**【事務局：監察監督官】**

5名です。

**【会 長】**

それでは、賛成多数と認められますので専門部会の報告書のとおり、神奈川県最低賃金については、時間額 1,040 円と決定させていただきます。

**【会 長】**

では、これを局長に答申するということになりますので、事務局は案文を配付してください。

**【事務局】**

〈事務局は答申文案を配付〉

**【会 長】**

それでは、事務局で読み上げてください。

**【事務局：賃金室長】**

(答申文案朗読)

**【会 長】**

はい、ありがとうございました。

ただいまの答申文案について、何かご意見はございますか。

**【各委員】** 〈意見なし〉

**【会 長】**

特にないようでしたら、これで答申したいと思います。事務局は用意してください。

**【事務局：賃金室長】**

それではこれから答申文を準備いたしますので、5分ほどお待ちください。

〈事務局が答申文準備〉

**【会 長】**

それでは答申したいと思います。

〈会長から局長へ答申文手交〉

**【局 長】**

ありがとうございます。

**【事務局：監察監督官】**

ここで局長からご挨拶させていただきます。

**【局 長】**

労働局長の川口でございます。

神奈川県最低賃金の改正につきまして、ただいま答申をいただいたところでございます。ひと言御礼のご挨拶を申し上げたいと思います。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、また大変暑い中、特に今日は暑い一日だと思いますけれども、連日真摯にご審議いただきまして、大変ありがとうございます。

本年度における神奈川県最低賃金の改定につきましては、7月2日の当審議会で諮問させていただきました。7月30日に中央最低賃金審議会の目安を伝達させていただきましたところでございます。本年度の最低賃金の改定につきましては、コロナ禍の中で例年にも増して難しい状況であったかと思えます。そういう中で4回にわたって精力的にご審議をいただいて答申をいただきましたことにつきまして厚く御礼申し上げます。

私どもといたしましては、今後10月の発効に向けまして所要の手續に万全を期してまいりたいと思っております。

また、本日もご議論がございましたけれども、中小企業事業者の皆様に向けての支援策の充実徹底、さらには支援策が活用されますよう

に、支援策の中身が十分行き届くような形での周知に努めてまいりたいと思いますし、それに加えて、答申文に記載されました各事項について適切に対応してまいりたいと思っております。

委員の皆様におかれましても、それぞれのお立場での最低賃金額や各種支援策の周知につきまして最大限ご協力を賜りますよう、重ねてお願いを申し上げます。簡単ではございますけれども、御礼のご挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

**【会 長】**

ありがとうございます。

それでは、事務局から今後の発効までの手続き等について説明願います。

**【事務局：賃金室長】**

本日答申要旨の公示を行います。公示期間は本日を含めて16日間です。異議申立の期限は8月19日までとなります。

発効日については、異議の申立てがあった場合の審議の結果にもよりますが、官報公示の手続きを経て、公示1か月後に最低賃金の効力が発生します。

最短で手続きが進みますと、8月31日に官報公示、法定発効日が9月30日となりますが、先ほど採決いただきましたとおり、10月1日が指定発行日となります。

**【会 長】**

事務局は各手続き等よろしくお願ひ致します。そのほか、連絡事項はありますか。

**【事務局：賃金室長】**

次回審議会は、先ほど説明したとおり、異議申出がありました場合には、審議会を開催することとなります。本日公示しますと異議申出期限が8月19日となりますので、その翌日8月20日に審議会を予定したいと思っておりますので、よろしくお願ひ致します。なお、同日、特



別小委員会を開催いたしますので、小委員会メンバーの委員は出席をお願いいたします。

**【会 長】**

では、以上をもちまして第 415 回神奈川地方最低賃金審議会を閉会といたします。

委員の皆様にはご協力誠にありがとうございました。

〈 閉 会 〉